

第7回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日（金）午前9時34分から10時15分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

| | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 会長 | 12番 | 石堂 | かよ子 | | |
| 会長職務代理者 | 11番 | 牛野 | 進一郎 | | |
| 農業委員 | 1番 | 久保田 | 力雄 | 2番 | 砂坂 浩一郎 |
| | 3番 | 高田 | 真盛 | 6番 | 中之藺 堅二郎 |
| | 7番 | 寺内 | 秀昭 | 8番 | 福 富久 |
| | 9番 | 中畠 | 一三 | 10番 | 上山 幸夫 |

農地利用最適化推進委員（順不同）

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|-----|
| イ. | 崎田 | 善昭 | ロ. | 浦口 | 啓一郎 |
| ハ. | 上妻 | 亜紀 | ニ. | 野里 | 一則 |
| ホ. | 片板 | 大作 | ヘ. | 雨田 | 俊哉 |
| ト. | 小脇 | 尚武 | | | |

4. 欠席委員

| | | | | | |
|------|----|----|----|----|-------|
| 農業委員 | 4番 | 黒木 | りか | 5番 | 小山 幸良 |
|------|----|----|----|----|-------|

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 原田 晃生

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第7号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第5号 南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の一部改正について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|---------|--------|
| 事務局長 | 羽生 幸一 |
| 農地振興係長 | 中峯 智恵美 |
| 農地集積支援員 | 牛野 学 |

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、事務局から資料の修正はありませんか。
- 事務局 あります。別紙でお配りしているかと思いますが、表紙については差し替えになります。後の分については、追加の資料になります。よろしくお願いいたします。
- 事務局 それぞれ確認してもらって、表紙の差し替え、追加議案についての資料になりますので、確認のほどよろしくお願いいたします。
- それでは、「欠席の届」が出ていますので報告します。
- 農業委員議席番号4番 黒木りか委員、5番 小山幸良委員。
農地利用最適化推進委員 原田晃生推進委員です。
- 本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 議長 ただ今から、第7回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
- (「はい。」の声あり。)
- 議長 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号6番 中之藺堅二郎委員、7番 寺内秀昭委員を指名します。
- 議長 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第7号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。
- 議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。
- 令和6年2月28日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権1件・農地中間管理権3件を定めたいので承認を求めるものです。私の方で農用地利用集積計画(案)の内、賃借権1件について説明を行います。
- 資料は3ページをご覧ください。
- 旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は令和6年2月28日、始期が令和6年3月1日、終期が令和16年2月28日で、存続期間を10年とするもので新規設定の1件です。農地の面積合計は、畑 ●●m²です。
- 資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします

す。

整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 A・90歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積が●●㎡です。牧草を作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は年間〇〇円で、現金支払となっております。期間が10年の新規設定です。図面は5ページ・6ページに添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権1件についての説明を終わります。

事務局

資料の7ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。公告年月日は令和6年2月28日、存続期間は令和6年2月28日から令和11年2月27日までの5年間で3件です。

資料は8ページ、内訳書です。

整理番号1番、滋賀県野洲市〇〇××、C・63歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・67歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか1筆、地目は全て田、面積は2筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は9ページから添付しております。

整理番号2番、1番と同じくC・63歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、E・29歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか2筆、地目は全て畑、面積は3筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は11ページから添付しております。

整理番号3番、1番・2番と同じくC・63歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・64歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は11ページから添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について、質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：亡G相続財産管理人 司法書士 H、譲受人：I 外12件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局。資料の13ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、所有権移転が13件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、中種子町〇〇××番地 亡G相続財産管理人 司法書士 H。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Iです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、17ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は30ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、名古屋市〇〇×× J。

譲受人が、志布志市〇〇××番地 Kです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は36ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 L。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Mです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか2筆。地目は田及び畑、地積は3筆合計で●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は42ページから添付しています。

整理番号4番から11番までは譲渡人が3番と同じですので、譲受人のみ読み上げます。

整理番号4番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、20 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は48 ページから添付しています。

14 ページをお開きください。

整理番号5番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 Oです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか3筆。地目は畑及び田、地積は4筆合計●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、21 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は53 ページから添付しています。

整理番号6番。譲受人が、西之表市〇〇××番地 Pです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか6筆。地目は田及び畑、地積は7筆合計で●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、22 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は60 ページから添付しています。

整理番号7番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 Qです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、23 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は67 ページから添付しています。

15 ページをご覧ください。

整理番号8番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか14筆。地目は畑及び田、地積は15筆合計●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は72 ページから添付しています。

整理番号9番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 Sです。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか6筆。地目は畑、地積は7筆合計●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 81 ページから添付しています。

整理番号 10 番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 T です。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか 4 筆。地目は畑、地積は 5 筆合計で●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 90 ページから添付しています。

16 ページをお開きください。

整理番号 11 番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 U です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、名義整理によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 97 ページから添付しています。

整理番号 12 番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 V。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 W です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、28 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 102 ページから添付しています。

整理番号 13 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 N。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 X です。

土地の所在が、〇〇字△△××番ほか 1 筆。地目は畑、地積は 2 筆合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、29 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 107 ページから添付しています。

以上 13 件につきましては、2 月 13 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、6 番委員。

続いて整理番号 2 番は、4 番委員が担当委員であります。本日欠席ですので、6 番農地部長に補足説明をお願いします。

併せて整理番号 3 番・4 番・6 番・8 番・9 番は、5 番委員が担当委員

であります、本日欠席ですので、農地部長に補足説明をお願いします。

農地部長

先ず整理番号1番ですが、亡くなったGさんの遺産の管理人として司法書士のHさんが選任されていまして、〇〇の方なんですけど、Iさんが田んぼの所有権移転をするということで、売買になっております。圃場につきましては、去年今年にかけて基盤整備をしておりますので、1枚になって去年からIさんが耕作をしています。

整理番号2番につきましては、4番委員が休みですので説明します。Kさんは以前南種子町に住んでおられたということで、最後を南種子町で終わりたいということで、Jさんの宅地及びその周りの農地を売買して住みたいということでありました。今、家の方は改修工事をしておりまして、農地の方も荒れているんですけど、整備して使ってくれるんじゃないかなと思います。先に娘さんとお孫さんが1年間家族留学をするということでもあります。

整理番号3番から9番までは、Lから各譲受人に名義整理ということで所有権移転されております。色々回りましたけれども皆さん狭い所も耕作されていまして、効率的にやってくれるんじゃないかなと期待しております。以上です。

議長

ありがとうございました。整理番号5番・10番・11番の説明を1番委員にお願いします。

1番委員

それでは説明します。5番のLからOさん、それから10番のTさん、それから11番のUさんですが、皆さんしっかり経営されておりました、何ら問題はないものと思います。

この件に関しましては、地方自治法の規定により共有地をLに移し、それから譲受人へ渡したものとみられます。何も問題ないと思います。以上です。

議長

整理番号7番・12番の説明を10番委員にお願いします。

10番委員

先ほどから説明されていますLからQさんへ所有権移転するものであります。何ら問題なく耕作されていますので、経営拡大でよろしいかと思えます。

整理番号12番、譲受人のWさんにつきましては、家の近くに農地がありまして、これはVさんのお父さんであるYさんが亡くなった関係で、農地がWさんの家の前にありますので、利便性が良いと経営拡大のために売買したものであります。

議長

整理番号13番の説明を2番委員にお願いします。

2番委員

譲受人のXさんは、Zさんの奥さんで、元々が〇〇の方で、この圃場は2筆ともNさんとの間で畑を交換していた圃場で、今はXさんの耕作している畑の中に一部Nさんの名義が残っていたということで、昔に交換は済んでいるので、名義を今回変更するということです。畑はXさんが一生懸命耕作しているので、問題はないかと思えます。以上です。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

イ推進委員 整理番号3番の譲受人のMさんの件なんですけど、図面は46ページです。たまたま現地調査の時に私も通りかかってみたんですけど、ここは資料では田んぼになっていますけど、実際はMさんのお父さんがトラクターを置いたりだとかの土地になっているので、非農地の認定はできないか。元々20年くらい前は私の父が作っていたんですけど、亡くなった後にMさんのお父さんのaさんが宅地に隣接しているの、色々物を置きたいということで、譲ってくれということで譲った土地なんですけど、そこから耕作はしていないんですけど。

議長 ここで懇談に入ります。

議長 懇談を解きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、貸人：b、借人：c、を議題にします。それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の113ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求められるもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。貸人が、南種子町〇〇××番地 b。

借人が、南種子町〇〇××番地 cです。

土地の所在は、〇〇字△△××番の一部で、地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。また、一体利用する土地として、〇〇字△△××番が●●㎡、同字△△××番の一部が●●㎡のうち●●㎡となっており、所要面積の合計は3筆で●●㎡です。

工事計画は、令和6年3月から令和6年7月までの5ヶ月間。

資金については、土地造成費〇〇万円、居宅の建築費〇〇万円、車庫〇〇万円の合計〇〇万円となっており、全て融資で賄うものです。

転用目的は一般住宅・物置です。

転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきたため、当該地を申請するもの」とのことです。

周囲の状況につきましては、集落の中にあり、南側及び西側は住宅や事業所が多く、西側には国道が通っております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

- (1) 造成計画が、盛土・切土を最高0.3m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として幅1.2m程度の緑地・緩衝地を設ける。
- (4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、污水处理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。参考資料は114ページから添付しています。

この件につきましては、2月13日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、6番委員。

6番委員 貸人と借人は親子であります。父から息子への貸借ということですが、現地はバラスが既に敷いてあり、別紙のとおり会長あてに始末書を添付しております。親の方からですね。息子さんは借家が狭かったので、そこに家を建てたいということで申請しております。以上です。

議長 長 以上で説明を終わります。これから議案第3号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定しました。

議長 長 議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人：南種子町を議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料122ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について審査を求めるもので、件数は1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 南種子町。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は畑、地積は●●㎡です。

変更年月日については、昭和 52 年 3 月頃です。

現況としましては、『隣接地を宅地として払下げを行った際に、駐車場及び住宅への通路として利用されており、また、西側の一部は公衆用道路として使用していることから、農地に適さないため』とのことでした。

参考資料は 123 ページから添付しております。

この件の内容につきましては、2 月 13 日の現地調査において相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 1 番、10 番委員。

10 番委員 はい。資料については 124 ページになります。これについては、南種子町の土地で 47 年耕作していないところであり、説明の中で一部駐車場及び公道として使っておりますが、これについては周りの方々の墓地に来た人とか周りの住宅の方が現在は駐車場として使っております。今回は長年耕作していないことから駐車場に転用するものであります。以上です。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。（「異議なし。」の声あり）

議長 長 異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 長 別冊資料になりますが、議案第 5 号 南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の一部改正について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第 5 号の説明をお願いします。事務局。

事務局 それでは議案第 5 号について、説明いたします。

資料につきましては、別冊資料をご覧ください。

議案第 5 号は南種子町標準小作料・標準作業料金検討会規則の一部改正について、南種子町農業委員会規程第 7 条第 1 項第 11 号の規定により、農業委員会の議決を求めるものであります。

今回の改正は農地法改正の条文に伴う改正と一般社団法人南種子結農社の設立に伴うものであります。組織会員等の名称変更により同会の委員を変更するものであります。資料では 128 ページの新旧対照表により説明しますのでよろしくをお願いします。

第1条中の「第23条の規定」を「第52条」に改め、別表中の「南種子町糖業振興会」を「一般社団法人南種子結農社」に改める。それと129ページになりますが「町大型農業機械運営協議会」を「町大型農業機械受託者協議会」に改める。同ページの「專業拓友会」を削除する。

次に128ページに戻ってもらいまして、「総合農政課」の係の中に「さとうきび振興対策特命係長」「水田対策係長」を追加し、改めるものであります。

次に127ページの方に附則ということで、「この規則は、令和6年2月26日から施行する。」以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 議長 長 ここで懇談に入ります。
- 議長 長 懇談を解きます。
- 議長 長 質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)
- 議長 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。
- 議長 長 以上で、第7回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。

